|  |
| --- |
| №23-50　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024（令和6）年2月16日  ***全保協ニュース***  **ホームページで、**  **こども家庭庁による**  **「こども誰でも通園制度（仮称）」説明会 動画を公開中！**  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定される 1
* 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会（第2回）が開催される（文部科学省） 2
* 令和６年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その６）が発出される（こども家庭庁） 2
* 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について（こども家庭庁） 3

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定される**

令和6年2月16日、子ども・子育て支援法などの改正案が閣議決定されました。

昨年末に閣議決定された「こども未来戦略」に明記されている「加速化プラン」（今後3年間の集中的な取り組み）を実現するため、児童手当などの給付拡充や、医療保険料とあわせて徴収する「支援金制度」の創設が主なものとなっています。

この改正案において、「こども誰でも通園制度」が法律上制度化されます。

令和8年度から法律に基づく新たな「給付制度」としてのすべての自治体での実施に向け、まずは令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」（いわゆる13事業）として法律上制度化され、実施自治体が拡充されます。

改正案は現在開催されている通常国会に提出されます。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 ＞ ホーム ＞ [法令](https://www.cfa.go.jp/laws) ＞ [国会提出法案](https://www.cfa.go.jp/laws/houan) ＞ 第213回国会（令和6年通常国会）提出法律案

<https://www.cfa.go.jp/laws/houan/e81845c0>

* **今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会（第２回）が開催される（文部科学省）**

令和6年2月13日、標記有識者検討会（第2回）が開催されました。

この検討会は、全保協ニュースNo.23-49で既報のとおり、「幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく幼児期における教育活動の実態や幼児の学びの状況等を把握するとともに、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について、必要な検討を行う」ことを目的に開催されるものです。

第2回では、「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証」について議論が行われました。

検討会に参画している保育関係者からは、保育所保育指針の改定後、「養護的関わりの重要性を再認識した」「幼児教育施設としての役割を深く考えるようになった」等が発言されるとともに、幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園という施設類型やさまざまな経営主体があるなかで、教育・保育の内容等は多様のままであり、3要領・指針の改訂で整合性がはかられたというよりも、それぞれの制度が別になっていることの弊害を感じることが多いなどの意見が出されました。

今後、全保協ニュースNo.23-49でお伝えした論点に沿って議論が行われることとなり、検討会での議論や取りまとめは、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の次期改定を見据えていると考えられます。

詳細は文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省 ＞ トップ ＞ 政策・審議会 ＞ 審議会情報 ＞ 調査研究協力者会議等（初等中等教育）＞ 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shotou/189/index.html

* **令和６年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その６）が発出される（こども家庭庁）**

令和6年2月13日、厚生労働省より表記事務連絡が発出されました。

これは、令和6年能登半島地震の発災以降に発出されている事務連絡について追加事項を周知するものです。

今回の事務連絡では、年度がかわる4月以降も、被災した子どもの受け入れ先の保育所等の配置基準緩和や定員弾力化の継続が明確化されています。これにより、被災した子どもが、生活の拠点を移した場合も、待機児童とならず、引き続きそのまま利用している保育所等を利用できることになります。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 ＞ ホーム ＞ 令和6年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ ＞ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その6）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/37850853/20240213\_23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9\_86.pdf

* **教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について（こども家庭庁）**

テキスト

自動的に生成された説明令和6年2月8日、こども家庭庁より標記事務連絡が発出されました。

これは、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという大変痛ましい事案を受け、身体機能が未成熟な乳幼児の睡眠中のリスクや注意すべきポイント等を周知し、睡眠中の安全確保の徹底を促すものです。

詳細は別添資料をご確認ください。